

○横瀬町新婚世帯家賃補助金交付要綱

平成18年4月1日

告示第18号

改正 平成24年2月2日告示第5号

平成30年3月29日告示第23号

(目的)

第1条 この要綱は、横瀬町内の民間賃貸住宅に転居、転入した新婚世帯に対し新婚世帯家賃補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、経済的負担の軽減を図り、若年層の定住を促進し、活力あるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、横瀬町補助金交付規程（昭和43年規程第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 民間賃貸住宅とは、建物の所有者との間で賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 町営住宅、県営住宅その他の公的住宅

イ 社宅、寮等事業主等から無償で貸与されている住宅

ウ 親族が所有し、かつ、居住している住宅

(2) 新婚世帯とは、補助金の交付申請をする日（以下「申請日」という。）において、婚姻の届出後2年未満で、かつ、申請日の属する年度の末日において夫婦いずれもが40歳未満である世帯をいう。

(3) 実質家賃額とは、賃貸借契約に定められた賃借料（管理費、共益費、駐車場使用料等住宅そのものの賃借料と認められないものを除く。）で、かつ、住宅について事業主等から支給又は負担されている住宅に関する全ての手当等を除いたものの月額をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助対象世帯は、次に掲げる要件を満たす新婚世帯とする。

(1) 夫婦のいずれもが住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条、及び第23条の規定による届出により横瀬町の住民基本台帳に同一世帯として記載されていること。

(2) 当該民間賃貸住宅の賃貸借契約の名義人は、夫婦のいずれかであること。

- (3) 夫婦のいずれもが自己の住宅の用に供することができる住宅を所有していないこと。
- (4) 夫婦のいずれもが町税等の滞納がないこと。
- (5) 夫婦のいずれもが生活保護法（昭和25年法律第144号）による住宅扶助、その他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- (6) 夫婦のいずれもが横瀬町暴力団排除条例(平成24年条例第12号)第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助は、毎年度予算の範囲内において行う。

- 2 補助金の月額は、実質家賃額の2分の1の額とし、1万円を上限とする。ただし、100円未満の端数が生じた場合には、切り捨てるものとする。

(補助期間)

第5条 補助を行う期間は、申請の翌月から12月を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助を受けようとする新婚世帯は、横瀬町新婚世帯家賃補助金交付申請書（様式第1号）により申請し、審査を受けなければならない。

- 2 前項の申請は、1世帯あたり1件とし、婚姻若しくは転居又は転入の届出により第3条に規定する補助対象世帯の要件を備えた日から3月以内に申請しなければならない。
- 3 補助世帯が、引き続き年度を超えて補助を受けようとするときは、申請日の属する年度の翌年度4月20日までに、横瀬町新婚世帯家賃補助金継続交付申請書（様式第2号）により継続交付の申請をしなければならない。
- 4 夫婦のいずれかが、既にこの制度による補助を受けたことのある世帯は、新たな申請を行うことができないものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、横瀬町新婚世帯家賃補助金交付決定通知書（様式第3号）又は、横瀬町新婚世帯家賃補助金不交付決定通知書（様式第4号）を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 町長は、前項の規定により交付決定した世帯（以下「補助世帯」という。）から、別表第1に定める期日までに、横瀬町新婚世帯家賃補助金交付請求書（様式第5号）により請求があったときは、別表第1に定めるところにより交付する

ものとする。

(現況確認)

第9条 補助世帯は、申請内容に異動等があった場合は、横瀬町新婚世帯家賃補助金変更申請書（様式第6号）により、当該異動内容等をすみやかに町長に届け出なければならない。

2 町長は、必要があると認めたときは、交付決定者に対し、補助対象世帯となる要件の現況等について報告を求め、又は調査することができる。

3 町長は、前2項の方法により申請内容の異動等を確認したときは、交付決定を変更し、横瀬町新婚世帯家賃補助金変更決定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

(資格の喪失)

第10条 補助世帯が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その事実が生じた日の属する月以後（その日が月の末日であるときは、その日の属する翌月以後）、補助を受ける資格を喪失する。

- (1) 第3条に規定する補助対象世帯の要件を有しなくなった場合
- (2) 夫婦が離婚したとき、又は夫婦のいずれかが死亡した場合
- (3) 民間賃貸住宅を退去した場合。ただし、第3条に規定する補助対象世帯の要件を有する民間賃貸住宅に転居する場合であって、第9条第3項の変更決定を受けた場合はこの限りでない。
- (4) 偽りその他不正の行為により補助対象世帯となった場合

2 第6条第3項の継続交付の申請がない場合は、補助世帯は補助を受ける資格を喪失する。

(補助金の返還)

第11条 町長は、補助世帯が前条に該当後も補助金の交付を受けていたとき、又は不正に補助金の交付を受けた場合は、横瀬町新婚世帯家賃補助金返還命令書（様式第8号）により、既に交付された補助金の一部又は全額を指定した期間までに返還するよう命ずるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 施行日に補助対象世帯の要件を満たし、平成17年4月1日以降に転居、転入し

た世帯は平成18年7月1日まで申請できるものとする。

附 則（平成24年告示第5号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成30年告示第23号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1

交付請求日	交付日
4月分から9月分を9月10日まで	9月25日（金融機関が休業日の場合は、翌営業日）
10月分から3月分を3月10日まで	3月25日（金融機関が休業日の場合は、翌営業日）

様式第1号(第6条関係)

横瀬町新婚世帯家賃補助金交付申請書

年　月　日

横瀬町長　　様

住 所 横瀬町大字
氏 名 印
電話番号

横瀬町新婚世帯家賃補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

なお、申請書と配偶者の住民登録、町税等の納付状況について所属課所において調査することに同意します。

記

1 氏名	申請者	生年月日	
	配偶者	生年月日	
2 婚姻届出日	年　月　日		
3 転居(転入)日	年　月　日		
4 住所	横瀬町大字(横瀬・芦ヶ久保)		
5 民間賃貸住宅名			
6 実質家賃額	賃借料	手当又は補助額	実質家賃額
	月額　　円	月額　　円	月額　　円
7 補助金交付申請額	月額　　円		
8 勤務先	申請者 TEL	配偶者 TEL	
9 過去の受給	この制度による補助金受給の有無　　有・無		

※実質家賃額の賃借料欄は、管理費・共益費・駐車場使用料等住宅そのものの賃借料と認められないものを除く。

○添付書類

- (1) 戸籍謄本
- (2) 賃貸借契約書の写し
- (3) 手当や補助を受けている場合、その金額がわかる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第2号(第6条関係)

横瀬町新婚世帯家賃補助金継続交付申請書

年 月 日

横瀬町長 様

住 所 横瀬町大字
氏 名 印
電話番号

年 月 日付で申請した横瀬町新婚世帯家賃補助金について、引き続き補助金の交付を受けたいので、横瀬町新婚世帯家賃補助金交付要綱第6条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり補助金の継続交付を申請します。

なお、申請書と配偶者の住民登録、町税等の納付状況について所属課所において調査することに同意します。

記

1 氏名	申請者	生年月日	
	配偶者	生年月日	
2 婚姻届出日	年 月 日		
3 転居(転入)日	年 月 日		
4 住所	横瀬町大字(横瀬・芦ヶ久保)		
5 民間賃貸住宅名			
6 実質家賃額	賃借料	手当又は補助額	実質家賃額
	月額 円	月額 円	月額 円
7 継続申請期間	年 月 から 年 月 まで (か月)		
8 補助金交付申請額	月額 円		
9 勤務先	申請者 TEL	配偶者 TEL	

※実質家賃額の賃借料欄は、管理費・共益費・駐車場使用料等住宅そのものの賃借料と認められないものを除く。

○添付書類(変更がある場合のみ)

- (1) 戸籍謄本
- (2) 賃貸借契約書の写し
- (3) 手当や補助を受けている場合、その金額がわかる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

様式第3号(第7条関係)

横瀬町新婚世帯家賃補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

横瀬町長 印

年 月 日付で申請のあった横瀬町新婚世帯家賃補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付決定期間 年 月 ~ 年 月

2 交付決定月額 金 円

3 支 払 方 法 要綱第8条に定めるところによる。

4 その他の条件

- ・補助期間中に申請内容に異動等があった場合は、当該異動内容等をすみやかに届け出ること。
- ・交付決定期間が12月以下で、引き続き年度を超えて補助を受けようとするときは、申請日の属する年度の翌年度4月20日までに継続交付の申請をしなければならない。

様式第4号(第7条関係)

横瀬町新婚世帯家賃補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

横瀬町長 印

年 月 日付けで申請のあった横瀬町新婚世帯家賃補助金については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

(理由)

様式第5号(第8条関係)

横瀬町新婚世帯家賃補助金交付請求書

年 月 日

横瀬町長 様

住 所 横瀬町大字
氏 名 印
電話番号

横瀬町新婚世帯家賃補助金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 請 求 月 分 年 月分 ~ 年 月分

2 請 求 額 金 円

3 振込先金融機関

金融機関名	銀 行 農 協 信用金庫	支店
口座番号	普通・当座 NO.	
口座名義人	フリガナ	

4 添 付 書 類 家賃の支払いが確認できるもの

様式第6号(第9条関係)

横瀬町新婚世帯家賃補助金変更申請書

年　月　日

横瀬町長　　様

住 所 横瀬町大字
氏 名 印
電話番号

年　月　日付で申請した横瀬町新婚世帯家賃補助金について、申請内容に異動が生じたので、横瀬町新婚世帯家賃補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請内容の変更を申請します。

記

※異動等が生じた内容に□をして、内容を記入してください。

□ 1 氏名	申請者		
	配偶者		
□ 2 婚姻の終了	年　月　日 (異動内容等：)		
□ 3 同居の終了	年　月　日 (異動内容等：)		
□ 4 住 所			
□ 5 民間賃貸住宅名			
□ 6 実質家賃額	賃借料	手当又は補助額	実質家賃額
	月額　円	月額　円	月額　円
□ 7 申請期間	年　月　から　年　月　まで (　か月)		
□ 8 補助金交付申請額	月額　円		
□ 9 勤務先	申請者 TEL	配偶者 TEL	
□ 10 申請の取消	取消日　年　月　日		
	取消理由		
□ 11 その他の			

○添付書類

(1) 異動内容等を確認できるもの

様式第7号(第9条関係)

横瀬町新婚世帯家賃補助金変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

横瀬町長 印

年 月 日付で申請のあった横瀬町新婚世帯家賃補助金については、下記のとおり変更することに決定したので通知します。

記

1 交付決定期間 年 月 ~ 年 月

2 交付決定月額 金 円

3 変更の理由

4 支 払 方 法 要綱第8条に定めるところによる。

5 その他の条件

- ・補助期間中に申請内容に異動等があった場合は、当該異動内容等をすみやかに届け出ること。
- ・交付決定期間が12月以下で、引き続き年度を超えて補助を受けようとするときは、申請日の属する年度の翌年度4月20日までに継続交付の申請をしなければならない。

様式第8号(第11条関係)

横瀬町新婚世帯家賃補助金返還命令書

第 号
年 月 日

様

横瀬町長 印

横瀬町新婚世帯家賃補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり補助金（全部・一部）の返還を命じます。

記

1 補助金を交付した日 年 月 日

2 返還命令金額 金 円

3 返還命令理由

4 返還期限 年 月 日

5 返還方法

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第7条関係）

様式第5号（第8条関係）

様式第6号（第9条関係）

様式第7号（第9条関係）

様式第8号（第11条関係）